

議案第56号

すみだ健康ハウスの指定管理者の指定の期間の変更について

上記の議案を提出する。

平成29年9月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ健康ハウスの指定管理者の指定の期間の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した、すみだ健康ハウスの指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
すみだ健康ハウス	東京都墨田区東墨田一丁目2番6号 すみだ健康ハウス管理組合 理事長 本田 義勝	「平成27年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成27年4月1日から平成29年9月30日まで」に変更する。

（提案理由）

すみだ健康ハウスにおける施設詳細調査の結果、指定期間満了前に施設を再開することが困難であるため、当該施設の指定管理者の指定の期間を変更する必要がある。